

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年 9 月 11 日 答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500304号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500055号

第1 結論

昭和61年4月から昭和62年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年4月から昭和62年3月まで

国民年金に加入後、国民年金保険料については、私の妻がいつも夫婦二人分を一緒に自治会や銀行等で納付していたにもかかわらず、請求期間は妻の国民年金保険料のみ納付済みとなっており、私の国民年金記録は未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金に加入後、国民年金保険料については、請求者の妻がいつも夫婦二人分を一緒に自治会や銀行等で納付していたにもかかわらず、請求期間は請求者の妻の国民年金保険料のみ納付済みとなっており、請求者の国民年金記録は未納となっていることに納得ができないと主張しているところ、請求者及び請求者の妻の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和54年11月頃夫婦連番で払い出されたと推認され、このことからすると、請求期間は保険料を納付することが可能な期間である。

また、請求者及び請求者の妻に係るA市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求者夫婦二人が国民年金保険料の納付を始めた昭和54年8月以降納付日が不明な月を除き、全ての納付年月日が同一日であることが確認できる上、請求者が12か月と短期間である請求期間の保険料を納付できなかったとする特別な事情は見当たらないことから、請求期間についても、請求者の妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500211号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500057号

第1 結論

昭和37年*月から昭和41年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和37年*月から昭和41年3月まで

私は、昭和33年6月からA商店に勤務し、21歳までは店主宅に住み込みだった。私が20歳になったとき、店主が国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料は、毎月、B市役所から店に来た集金人に、店主の長男が3人分(私、店主の長男、次男)をまとめて納付してくれていた。C市に転居してからは、自身で保険料を納付したが、それまでは店主の長男が納付してくれていたはずである。店主及びその長男は既に亡くなっており、保険料の納付が確認できる年金手帳はないが、請求期間が未納となっていることに納付できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20歳になった昭和37年*月に勤務先の店主が請求者の国民年金の加入手続を行い、毎月、B市役所から店に来た集金人に店主の長男が3人分(請求者、店主の長男、次男)の国民年金保険料をまとめて納付してくれていたと主張しているが、国民年金の加入手続をしたとする勤務先の店主及び請求期間の保険料を納付したとする店主の長男は、既に亡くなっており、当時の事情を聴取することができない上、請求者自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、これらの状況は不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和42年1月頃に払い出されたと推認され、請求者は20歳到達時に遡って国民年金の被保険者資格を取得しており、当該払出時点では、請求期間のうち、昭和37年*月から昭和39年9月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、昭和39年10月から昭和41年3月までの期間は過年度保険料の納付が可能な期間となるが、上記のとおり、納付状況は不明である上、過年度保険料はB市の集金人に納付することはできない。

さらに、オンラインの氏名検索等により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500284号

厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500056号

第1 結論

昭和55年*月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和38年生

住所 :

2 被保険者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和35年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年*月から平成3年3月まで

私の夫(訂正請求記録の対象者)が国民年金に加入していた期間のうち、請求期間の納付記録がない。夫の国民年金については、義母から、夫が20歳になった昭和55年*月に義母が加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料を集金人等に納めていたと聞いている。また、昭和60年12月に夫と結婚した後は、私の国民年金保険料についても、義母が夫の保険料と一緒に納めてくれていたと聞いている。請求期間の保険料納付が確認できる資料は何も残っていないが、義母が納めてくれていたのは事実なので、夫の請求期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、訂正請求記録の対象者が20歳になった昭和55年*月に請求者の義母が国民年金の加入手続きを行い、請求期間に係る国民年金保険料についても請求者の義母が納めていたと申述しているが、請求者の義母は、訂正請求記録の対象者の加入手続き及び保険料納付に関する記憶が明確ではなく、請求者自身も請求期間の保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、訂正請求記録の対象者の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者の資格取得時期及び訂正請求記録の対象者に係るA市の「適用もれ者 適用対象者カード」の記録から、平成元年11月頃に払い出されたと推認され、20歳到達時に遡って国民年金の被保険者資格を取得しており、当該払出時点では、請求期間のうち、昭和55年*月から昭和62年9月までの国民年金保険料は時効により納付することはできず、請求期間のうち、昭和62年10月から平成3年3月までの国民年金保険料は過年度納付及び現年度納付することが可能であるが、上述のとおり、訂正請求記録の対象者の保険料の納付状況が不明である。

さらに、オンラインによる氏名検索等により調査したが、訂正請求記録の対象者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求期間の国民年金保険料の納付を示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに当該期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。